

決算審査特別委員会報告

決算審査特別委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の経過及び結果を御報告いたします。

初めに、審査の経過を御報告いたします。

本委員会は、9月4日に設置された後、9月13日に平成28年度決算概要説明を行い、9月15日に決算関連5議案が本会議において付託されました。その後、代表監査委員による審査意見の報告・質疑、総括質疑、各分科会での関係各部局からの説明・質疑等の詳細審査を経て、9月29日に各分科会報告、討論・採決を行い、本委員会での審査を終了したところであります。

9月29日の各分科会報告では、お手元に配付のとおり、5分科会の審査の過程で出された10項目にわたる要望等が報告されております。執行部におかれては、各分科会の報告に対して、適切に対応されることを求めます。

それでは、特別委員会報告として、次の6点について申し上げます。

まず、総合防災対策事業費についてであります。

異常気象等の影響と思われる度重なる災害に備え、鳥取市防災会議をはじめとした防災への取り組みや、鳥取市防災の日の防災訓練の実施、総合防災マップを刷新し、市民に配布を行うなど、市民の防災意識の向上に努力されていることは、高く評価しています。

しかしながら、さらなる防災対策の向上を図るためには、行政だけではなく、自主防災会をはじめ市民個人の防災意識を高める取り組みを強める必要があると考えます。

今後におかれましては、自主防災会と協力し、総合防災マップを活用した訓練や、避難所の管理者と町内会が合同で行う訓練などを通じて、市民の防災意識の向上に努められるよう望みます。

次に、重度障害者医療助成費をはじめとする特別医療費助成事業についてであります。

これは、県と県内市町村の共同事業として実施している事業にもかかわらず、市町村の国民健康保険が国から受けている国庫支出金の減額措置に対して、これまで県は国に廃止を要望していることを理由に減額影響に対する財政負担を行っていません。

平成 30 年度から県が国民健康保険の財政責任を担うこととなります。県は特別医療費助成の共同実施者の立場として、あるいは国民健康保険の財政責任主体の立場として、この減額分に対する負担を行わない正当な理由はありません。

来年度の国民健康保険の都道府県化に向け、引き続き県に対して応分の負担を行うよう強く要望していくことを求めます。

次に、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業費についてであります。

この事業は国の予算を活用し平成 28 年度実施された単年度事業であります。各学校では、日ごろより防災教育・訓練について実施しているとのことですが、子供たちが防災教育を受け、みずからの命を守ることのできるような実践的な教育は、ますます必要となっております。

今後は、防災教育と総合防災訓練とを連携させた、次元の高い防災・防犯の意識を高める事業に発展させていくべきと考えます。

つきましては、必要な予算を計上して来年度以降も本市として防災教育を進めるよう求めます。

次に、学校維持補修費についてであります。

近年、地球温暖化で夏の気温が上昇している中、教室の空調の設置については中学校 3 年生のみとなっております。校舎の耐震化も進み教育環境の充実が図られてきたところではありますが、今後は、小学校を含む全教室への空調の設置について検討を求めます。

次に、水道事業及び下水道等事業についてであります。

平成 28 年度の水道料金収入状況は、現年度分、過年度分あわせて 99.7%と高い水準にありますが、今後、料金改定に伴い未収金が増えることが予測されます。

一方、下水道料金の収入状況は、現年度分は 98.0%、過年度分は 21.8%となっており、これら現年度分、過年度分合わせた未収金額は 250,044 千円と多額になっています。また、徴収できなくなり、平成 28 年度に不納欠損となった未収金は、23,378 千円に上ります。

料金徴収については、市民間の公平を確保するため、いかに徴収率を向上させていくかということが問われています。水道料金は私債権であり、下水道料金は強制徴収が可能な公債権という根本的に性格を異にするものではありませんが、どちらも水の使用によって発生しているものであります。徴収率向上のため、水道と下水道の情報共有をし、将来を見据え、水道料金と下水道料金の徴収体制及び徴収方法の合理化を検討するなど職員体制の強化に取り組んでいただくよう望みます。

最後に、庁舎整備事業についてであります。

庁舎整備事業については、新庁舎建設委員会や、鳥取市新本庁舎建設工事発注方法等検討委員会、鳥取市新庁舎建設基本設計市民ワークショップなどから多くの意見をいただきながら進められています。専門家や市民との協議や、これまでの市議会の新庁舎建設に関する調査特別委員会の、できるかぎり地元業者へ発注するなどの議論を踏まえて進められており、事業が大きく前進したことは評価するものです。

引き続き、市民にわかりやすく丁寧な情報提供に努め、説明責任をしっかりと果たしながら、平成 31 年度の開庁に向けて事業を進めていただくよう要望します。

次に、審査の結果を御報告いたします。

議案第 132 号 平成 28 年度鳥取市工業用水道事業決算認定について、
議案第 134 号 平成 28 年度鳥取市病院事業決算認定について、
以上 2 案は、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第 130 号 平成 28 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について、
議案第 131 号 平成 28 年度鳥取市水道事業決算認定について、
議案第 133 号 平成 28 年度鳥取市下水道等事業決算認定について、
以上 3 案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

終わりに、本報告、分科会報告が、平成 30 年度予算に最大限反映されることを強く求めて、決算審査特別委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会 総務企画分科会報告

総務企画分科会での審査の結果を御報告します。

議案第 130 号平成 28 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において、各分科会員から出されました意見等につきまして述べさせていただきます。

まず、総合防災対策事業費についてであります。

異常気象等の影響と思われる度重なる災害に備え、鳥取市防災会議をはじめとした防災への取り組みや、鳥取市防災の日の防災訓練の実施、総合防災マップを刷新し、市民に配布を行うなど、市民の防災意識の向上に努力されていることは、高く評価しています。

しかしながら、さらなる防災対策の向上を図るためには、行政だけではなく、自主防災会をはじめ市民個人の防災意識を高める取り組みを強める必要があると考えます。

今後におかれましては、自主防災会と協力し、総合防災マップを活用した訓練や、避難所の管理者と町内会が合同で行う訓練などを通じて、市民の防災意識の向上に努められるよう望みます。

次に、市政広報費についてであります。

本市では「とっとり知らせ隊」や「鳥取いいね」のフェイスブックページを活用し、本市の魅力や旬な情報の発信に努めておられますが、支所ごとに行われているイベントの情報や、細やかな市政情報について、さらに発信を強化していく必要があると考えます。

そこで、広報機能の強化の手段として、各担当課にフェイスブックの使用権限を与えるなど運用方法等を検討し、行政情報の提供の手段として活用し、効果的な市政情報の発信に努められるよう望みます。

以上で本分科会の報告を終わります。

決算審査特別委員会 福祉保健分科会報告

福祉保健分科会の審査の結果をご報告いたします。

議案第 130 号平成 28 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、及び議案第 134 号平成 28 年度鳥取市病院事業決算認定について、以上 2 案の審査の過程において各分科会員から出されました意見につきまして、述べさせていただきます。

初めに市立病院についてであります。

平成 28 年度の経常収支は、昨年度より赤字が減少したものの、外来患者数の減少等により 2 年連続の赤字決算となりました。

その主な要因としては、専門医の確保が困難な状況が続いていることから、診療科によっては二次検診等の新規紹介患者の受け入れ抑制をせざるを得なかったことがあげられるとの説明を受けました。

こういった状況の中、地域との繋がりを深めるための医療講演会やシンポジウムの開催など、地域包括ケア病棟運営の充実や P R に向けた努力は大変評価するところであります。

引き続き、各大学に対して医師派遣の要請に取り組まれるとともに、専門医の不在に影響されない収益の確保に向けて、開業医との連携強化による地域包括ケア病棟の稼働率アップを目指すなど、厳しい経営状況改善のためのさらなる努力を望みます。

次に、重度障害者医療助成費をはじめとする特別医療費助成事業についてであります。

これは、県と県内市町村の共同事業として実施している事業にもかかわらず、市町村の国民健康保険が国から受けている国庫支出金の減額措置に対して、これまで県は国に廃止を要望していることを理由に減額影響に対する財政負担を行っていません。

平成 30 年度からは県が国民健康保険の財政責任を担うこととなりますが、特別医療費助成の共同実施者の立場として、あるいは国民健康保険の財政責任主体の立場として、県がこの減額分に対する負担を行わない正当な理由はありません。

来年度の国民健康保険の都道府県化に向け、引き続き県に対して応分の負担を行うよう強く要望していくことを求めます。

以上で本分科会の報告を終わります。

文教経済分科会での審査の結果を御報告いたします。
議案第 130 号平成 28 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において各分科会員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

まず、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業費についてであります。

この事業は国の予算を活用し平成 28 年度実施された単年度事業であります。各学校では、日ごろより防災教育・訓練について実施しているとのことですが、子供たちが防災教育を受け、みずからの命を守ることのできるような実践的な教育は、ますます必要となっております。

今後は、防災教育と総合防災訓練とを連携させた、次元の高い防災・防犯の意識を高める事業に発展させていくべきと考えます。

つきましては、必要な予算を計上して来年度以降も本市として防災教育を進めるよう求めます。

次に、学校維持補修費についてであります。

近年、地球温暖化で夏の気温が上昇している中、教室の空調の設置については中学校 3 年生のみとなっております。校舎の耐震化も進み教育環境の充実が図られてきたところでありますが、今後は、小学校を含む全教室への空調の設置について検討を求めます。

最後に、農商工連携の取り組みについてであります。

経済観光部の所管である、農商工連携マッチング事業は商工業者と農林水産業者等とのマッチングを行うことにより、6 次産業化を推進し、地域経済の活性化・雇用創出を図ろうとするものです。

この点について、本市の農林水産物の販路拡大、さらには鳥取市の「食」ブランドを高めていくうえで、農林水産部の関与は大変重要であると考えます。また、このたび設立される地域商社による販路開拓など、雇用の創出につながる取り組みを今後も積極的に進めていただきたいと考えます。

つきましては、農林水産部と経済観光部がこれまで以上に連携を密にすることにより、これら取り組みにおいて、これまで以上の成果を上げられるよう要望します。

以上で、本分科会の報告を終わります。

建設水道分科会の審査の結果を御報告いたします。

議案第 130 号平成 28 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、議案第 131 号平成 28 年度鳥取市水道事業決算認定について、議案第 132 号平成 28 年度鳥取市工業用水道事業決算認定について及び、議案第 133 号平成 28 年度鳥取市下水道等事業決算認定について、以上 4 案の審査の過程において、各分科会員から出されました意見につきまして、述べさせていただきます。

まず、水道事業及び下水道等事業についてであります。

平成 28 年度の水道料金収入状況は、現年度分、過年度分あわせて 99.7%と高い水準にありますが、今後、料金改定に伴い未収金が増えることが予測されます。

一方、下水道料金の収入状況は、現年度分は 98.0%、過年度分は 21.8%となっており、これら現年度分、過年度分合わせた未収金額は 250,044 千円と多額になっています。また、徴収できなくなり、平成 28 年度に不納欠損となった未収金は、23,378 千円に上ります。

料金徴収については、市民間の公平を確保するため、いかに徴収率を向上させていくかということが問われています。水道料金は私債権であり、下水道料金は強制徴収が可能な公債権という根本的に性格を異にするものではありませんが、どちらも水の使用によって発生しているものであります。徴収率向上のため、水道と下水道の情報共有をし、将来を見据え、水道料金と下水道料金の徴収体制及び徴収方法の合理化を検討するなど職員体制の強化に取り組んでいただくよう望みます。

次に、急傾斜地崩壊対策事業費についてであります。

本事業は、市民の安全安心の確保に直結する事業であり、市民のニーズが高い事業であると考えます。しかし、負担金を伴うことなどから整備を行うことができない箇所が多く存在しています。

今後は、市民のニーズに沿った制度となるよう、検討していただくことを望みます。

以上で、本分科会の報告を終わります。

決算審査特別委員会 新庁舎建設分科会報告

新庁舎建設分科会での審査の結果を御報告します。

議案第 130 号平成 28 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において、各分科会員から出されました意見等につきまして述べさせていただきます。

庁舎整備事業については、新庁舎建設委員会や、鳥取市新本庁舎建設工事発注方法等検討委員会、鳥取市新庁舎建設基本設計市民ワークショップなどから多くの意見をいただきながら進められています。専門家や市民との協議や、これまでの市議会の新庁舎建設に関する調査特別委員会の、できるかぎり地元業者へ発注するなどの議論を踏まえて進められており、事業が大きく前進したことは評価するものです。

引き続き、市民にわかりやすく丁寧な情報提供に努め、説明責任をしっかりと果たしながら、平成 31 年度の開庁に向けて事業を進めていただくよう要望します。

以上で本分科会の報告を終わります。